平成２４年（再イ）第３０６号

札幌市北区篠路町上篠路60番地53

再生債務者　岩渕　百利

1　決議に付する再生計画案　平成24年12月20日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月29日まで

平成24年12月25日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１０１号

兵庫県三木市福井３丁目２番36号

再生債務者　岸本　　誠

1　決議に付する再生計画案　平成24年12月13日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年１月11日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月11日まで

平成24年12月21日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第１０２号

兵庫県三木市福井３丁目２番36号

再生債務者　岸本ひとみ

1　決議に付する再生計画案　平成24年12月13日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年１月11日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月11日まで

平成24年12月21日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第１１１号

神戸市垂水区福田４丁目２番15号

再生債務者　仲田　一美

1　決議に付する再生計画案　平成24年12月20日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年１月11日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月11日まで

平成24年12月21日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第５９号

釧路市武佐２丁目５番45号

再生債務者　田澤　浩一

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年12月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年12月20日　　釧路地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第３４１号

札幌市北区北22条西３丁目２番２―701号

再生債務者　大針　三治

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成24年12月25日

札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号

宮城県大崎市松山金谷字金田50番地

再生債務者　遠藤　良輔

1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年１月16日まで

4　一般異議申述期間　平成25年１月30日から平成25年２月13日まで

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第４号

青森県弘前市大字中野５丁目17番地10

再生債務者　尾崎　　勝

1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年１月18日まで

4　一般異議申述期間　平成25年２月１日から平成25年２月22日まで

青森地方裁判所弘前支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第５号

青森県上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内83番地

再生債務者　目代むめ子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年１月22日まで

平成24年12月25日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再ロ）第６号

青森県上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内83番地

再生債務者　目代　雅俊

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年１月22日まで

平成24年12月25日

青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号

鹿児島県南九州市川辺町田部田4003番地　中原住宅Ａ号

再生債務者　堂園　浩成

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年12月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年12月17日

鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（再ロ）第１００４２号

東京都葛飾区奥戸２―19―17

再生債務者　岸井　徳雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年12月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年12月20日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００４３号

東京都葛飾区奥戸２―19―17

再生債務者　岸井　智江

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年12月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年12月20日

東京地方裁判所民事第20部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年八月二日

掲載頁　五十六頁（号外第一六七号）

平成二十五年一月八日

東京都江東区豊洲三丁目二番三号

（甲）アスクル株式会社

代表取締役　岩田彰一郎

東京都江東区豊洲三丁目二番三号

（乙）アスマル株式会社

代表取締役　酒川美代子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月一日

掲載頁　八十四頁（号外第一一九号）

平成二十五年一月八日

大阪市西成区梅南二丁目七番三二号

（甲）株式会社カンソー

代表取締役　浜田　信夫

大阪市西成区梅南二丁目七番三二号

（乙）株式会社メルシーサービス

代表取締役　加藤　敏幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年一月八日

長野県長野市川中島町今井三一番地二九

おひさまライフ合同会社

代表社員　川尻　一雄